

第 551 回広島地方最低賃金審議会

議事録

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

第 551 回広島地方最低賃金審議会 議事録

日時

令和 5 年 11 月 1 日（水） 9：58～10:36

場所

広島合同庁舎 3 号館 1 階 15 号会議室

出席者

【公益代表委員】

岡田会長、酒井会長代理、中原委員、三井委員、村上委員

【労働者代表委員】

国友委員、佐崎委員、長安委員、橋本委員、山崎委員

【使用者代表委員】

池久保委員、巢守委員、中野委員、長谷川委員、藤井委員

【事務局】

釜石労働局長、前田労働基準部長、石井賃金室長、重弘賃金室長補佐、
栗林賃金指導官、山崎監察監督官、森川給付調査官

議題

- (1) 広島県最低賃金専門部会の廃止決定について
- (2) 広島県特定（産業別）最低賃金の改正決定について
- (3) その他
 - ① 広島県最低賃金答申文付帯事項に対する対応結果報告について
 - ② 次回開催日程について

議事

岡田会長

それでは、定刻より少し早いですが、皆さんお揃いですので、ただ今から第 551 回広島地方最低賃金審議会を開催致します。まず本審議会委員の出欠状況について事務局から報告してください。

重弘賃金室長補佐

はい、本日の審議会の委員の出席状況でございますが、公益代表委員 5 名中 5 名 労働者代表委員 5 名中 5 名、使用者代表委員 5 名中 5 名の計 15 名の全委員に御出席をいただいております、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしていますので、本審議会は有効に成立し、開催されていることを御報告いたします。

以上です。

岡田会長

はい、それでは、議事を進めたいと思います。まず、議事（1）でございますが、「広島県最低賃金専門部会の廃止決定について」を審議いたします。事務局から説明の方をお願いします。

栗林賃金指導官

はい、広島県最低賃金専門部会については、最低賃金審議会令第 6 条第 7 項ではその任務を終了したときは審議会の議決によりこれを廃止するものとするとなっております。広島県最低賃金については、令和 5 年 9 月 1 日付けの官報に、「時間額 970 円に改正する。」と公示され、10 月 1 日から発効しておりますので、広島県最低賃金専門部会はその任務を終了したということで、廃止の決定をしていただければと思います。

岡田会長

はい、ただ今事務局より御説明があったとおりですので、広島県最低賃金専門部会については廃止ということによろしいでしょうか。

（異議無し）

岡田会長

はい、ありがとうございます。それでは、「異議無し」ということで承認いただきましたので、広島県最低賃金専門部会の廃止を決定いたしました。それから次に議事（２）の「広島県特定（産業別）最低賃金の改正決定について」を審議したいと思います。事務局から審議経過の報告をお願いします。

石井賃金室長

はい、本年度の広島県特定最低賃金に関する審議経過について御報告いたします。最初に、本年度の広島県特定最低賃金専門部会は、広島県特定最低賃金 7 業種すべての専門部会が 10 月 26 日までに結審しましたことを御報告いたします。

各特定最低賃金専門部会委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、審議日程の確保、御配慮、御協力をいただきまして誠にありがとうございました。それでは各専門部会の審議経過の概要について御説明いたします。

本年度、広島県特定最低賃金 8 業種の改正及び百貨店、総合スーパー、各種食料品小売業の新設について、労働者側から申出がなされたことを受けまして、事務局でその内容について審査した後、広島地方最低賃金審議会に対しまして 8 月 4 日付けで改正の必要性の有無についての諮問をいたしましたところ、同日、申出のあったもののうち、広島県各種商品小売業最低賃金の改正及び百貨店、総合スーパー、各種食料品小売業の新設は必要性なし、それ以外の 7 業種について改正の必要性あり、との答申をいただきました。

これを受けまして、同日、7 業種の金額改正決定に係る諮問をさせていただきました。その後、各特定最低賃専門部会の委員を任命させていただき、各専門部会において、2 回から 3 回の調査審議が行われました。

各専門部会での審議内容については、資料 3 通し番号 3 ページ令和 5 年度広島県特定（産業別）最低賃金専門部会における審議状況と結果という形で一覧表にまとめました。概要を御報告いたします。

まず上から

- 1 製鉄業、公益案、引上げ額 40 円、時間額 1,064 円、全会一致。
- 2 金属製品製造業、公益案、引上げ額 33 円、時間額 1,002 円、全会一致。
- 3 はん用機械器具製造業、公益案、引上げ額 36 円、時間額 1,020 円、全会一致
- 4 電子部品製造業、労使合意、引上げ額 42 円、時間額 995 円、全会一致。
- 5 自動車製造業、公益案、引上げ額 34 円、時間額 998 円、労働者側反対。

6 船舶製造業、公益案、引上げ額 31 円、時間額 1,030 円、労働者側反対。

7 自動車小売業、公益案、引上げ額 35 円、時間額 993 円、全会一致、となっております。

資料 5-1 から資料 5-7、通し番号 11 ページから 27 ページ、これには各専門部会における議事要旨を取りまとめておりますので、御確認願います。

なお、各特定最低賃金専門部会の委員につきましては、資料 4-1 から 4-7、通し番号 4 ページから 10 ページまでを御覧ください。この委員名簿の紹介をもちまして、各委員の御紹介に代えさせていただきたいと思っております。

岡田会長

はい、ありがとうございました。各特定最低賃金専門部会の審議経過につきまして、事務局から説明いただきましたが、これについて御意見や御質問等ございますか。

(意見無し)

岡田会長

特に御意見無しということでございます。続きまして、ただ今の事務局からの説明に対しまして、部会長及び部会長代理として審議を進めてこられました公益代表委員の皆様方、何か補足説明等がございますか。

(意見無し)

岡田会長

はい、特に御意見も無いようですので、各部会で結審した 7 業種の特定最賃の部会長報告につきまして、事務局から要旨の読み上げをお願いいたします。

栗林賃金指導官

はい、各部会長報告につきましては、資料 No. 6-1 から 6-7、通し番号 30 ページから 43 ページまでにその写しを添付しておりますので御確認願います。それでは、各部会長報告を読み上げさせていただきます。

なお、読み上げに際しましては、各報告書の表題、最低賃金額、効力発生日のみとさせていただきます。

広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金の改定決定に関する報告書

裏面を御覧ください。

前項の労働者にかかる最低賃金額、1時間、1,064円。

効力発生日、法定どおり。

広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

前項の労働者にかかる最低賃金額、1時間、1,002円。

効力発生日、法定どおり。

広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

前項の労働者にかかる最低賃金額、1時間、1,020円。

効力発生日、法定どおり。

広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

前項の労働者にかかる最低賃金額、1時間、995円。

効力発生日、法定どおり。

広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

前項の労働者にかかる最低賃金額、1時間、998円。

効力発生日、法定どおり。

広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

前項の労働者にかかる最低賃金額、1時間、1,030円。

効力発生日、法定どおり。

広島県自動車小売業最低賃金の改正決定に関する報告書。

前項の労働者にかかる最低賃金額、1時間、993円。

効力発生日、法定どおり。

以上でございます。

岡田会長

はい、ただ今、事務局より7業種の専門部会長報告を受けたことを確認いたしました。ただ今の部会長報告につきまして、何か御意見や御質問等がございますか。

(意見無し)

岡田会長

特に無いようですので、答申案についての審議に入りたいと思います。答申案は先ほどの部会長報告のとおりとしてよろしいでしょうか。

特定最低賃金ごとに採決していきたいと思います。

まず1番目でございますが、資料の6-1、通し番号30ページ広島県製鉄業、鋼材銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金につきまして、賛成の方は、挙手をお願いします。

岡田会長

はい、ありがとうございました。公益代表委員4名中4名、労働者側代表委員5名中5名、使用者側代表委員5名中5名の賛成をいただきましたので、全会一致で部会長報告のとおり、答申案としたいと思います。

岡田会長

それでは、次に2番目でございますが、資料の6-2、通し番号32ページ広島県建設用、建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金につきまして、賛成の方は、挙手をお願いします。

岡田会長

はい、ありがとうございました。公益代表委員4名中4名賛成、労働者側代表委員5名中5名賛成、使用者側代表委員5名中5名賛成ということで、全会一致で部会長報告のとおり、答申案とさせていただきたいと思います。

岡田会長

それでは、3番目にまいります。資料6-3、通し番号34ページ広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金につきまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

岡田会長

はい、ありがとうございます。公益代表委員4名中4名の賛成、労働者側代表委員5名中5名の賛成、使用者側代表委員5名中5名の賛成、全会一致で部会長報告のとおり答申案といたします。

岡田会長

それでは、4番目になりますが、資料の6-4、通し番号36ページ広島県電子部品、デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金につきまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

岡田会長

はい、ありがとうございます。公益代表委員4名中4名の賛成、労働者側代表委員5名中5名の賛成、使用者側代表委員5名中5名の賛成で、全会一致で部会長報告のとおり答申案といたします。

岡田会長

それでは、5番目でございますが、資料の6-5、通し番号38ページでございます。広島県自動車・同附属品製造業最低賃金につきまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

岡田会長

はい、ありがとうございます。公益代表委員4名中4名の賛成、労働者側代表委員5名中0名ですね、使用者側代表委員5名中5名の賛成、次に、反対の方挙手をお願いします。公益代表委員は0名、労働者側代表委員5名中5名の反対、使用者側代表委員は0名、採決の結果、賛成多数となりましたので、部会長報告のとおり答申案とさせていただきたいと思います。

岡田会長

それでは、6番目にまいります。資料の6-6、通し番号40ページ広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金につきまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

岡田会長

はい、ありがとうございます。公益代表委員4名中4名の賛成、労働者側代表委員は0名ですね、使用者側代表委員5名中5名でございます。次に反対の方挙手をお願いします。公益代表委員が0名、労働者側代表委員5名中5名の反対、使用者側代表委員0名でございます。採決の結果、賛成多数により部会長報告のとおり答申案とさせていただきますと思います。

岡田会長

7番目でございます。資料の6-7、通し番号42ページ広島県自動車小売業最低賃金につきまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

岡田会長

はい、ありがとうございます。公益代表委員4名中4名の賛成、労働者側代表委員5名中5名の賛成、使用者側代表委員5名中5名の賛成ということで、全会一致で部会長報告のとおり、答申案とさせていただきます。

岡田会長

ただ今採決の結果、7業種すべてについて、部会長報告のとおり答申案とすることとなりましたので、事務局は、答申文案を用意してください。

石井賃金室長

はい、承知しました。7業種の答申文案を用意させていただきますのでしばらくお待ちください。

岡田会長

それでは、答申文案の読み上げをお願いします。

栗林賃金指導官

それでは、各答申文案を読み上げます。

広島労働局長、釜石英雄殿。

広島地方最低賃金審議会会長、岡田行正。

広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について、答申。

当審議会は、令和5年8月4日付け広労発基0804第4号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねてきた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

裏面を御覧ください。広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

4前号の労働者に係る最低賃金額、1時間、1,064円。

6効力発生日、法定どおり。

以下につきましては、表題と最低賃金額、効力発生日のみを読み上げさせていただきます。

広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定について、答申。

4前号の労働者に係る最低賃金額、1時間、1,002円。

6効力発生日、法定どおり。

広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、答申。

4前号の労働者に係る最低賃金額、1時間、1,020円。

6効力発生日、法定どおり。

広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、答申。

4前号の労働者に係る最低賃金額、1時間、995円。

6効力発生日、法定どおり。

広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、答申。

4前号の労働者に係る最低賃金額、1時間、998円。

6前号の労働者に係る最低賃金額、効力発生日、法定どおり。

広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について、答申。

4前号の労働者に係る最低賃金額、1時間、1,030円。

6効力発生日、法定どおり。

広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について、答申。

4前号の労働者に係る最低賃金額、1時間、993円。

6 効力発生日、法定どおり。

以上でございます。

岡田会長

はい、ありがとうございました。ただ今事務局から読み上げていただきました7業種の特定最低賃金に係る答申文案につきまして、何か御質問・御意見等がございますか。よろしいでしょうか。

(質問、意見無し)

岡田会長

よろしいでしょうか。それでは7業種の特定最低賃金の改正決定に係る答申文案によりまして広島労働局長へ答申したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(異議無し)

岡田会長

それではこれもちまして、御承認いただいたものと認めます。7業種の特定最低賃金の改正につきまして、広島労働局長に答申することといたします。

事務局は答申文の用意願います。

石井賃金室長

答申文を御用意いたしました。

(岡田会長から釜石局長へ答申文手交)

岡田会長

ただ今答申をいたしましたので、釜石労働局長様より御挨拶をお願いしたいと思います。

釜石広島労働局長

本日は、委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ本審議会に御出席いただき、御審議いただきまして、誠にありがとうございました。本日の審議会までの経緯を振り返りますと、8月4日に諮問いたしました広島県特定最低賃金7業種の金額改定では、各専門部会、2回から3回の慎重な御審議をいただき、専門部会委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中御出席いただき、御審議いただき、また、専門部会長におかれましては、それぞれ報告を取りまとめていただきましたことに関しまして、改めて厚くお礼を申し上げます。公労使それぞれの立場から、難しい点多々あったものと存じあげますけども、7業種すべて専門部会長報告をいただくことが出来、本審議会において、本日答申をいただきましたことは、公労使各委員の熱心な御議論の賜物であり、心より感謝申し上げます。本日答申をいただきましたので、今後は年内発効に向けまして、所要の事務手続を進めまして、正式決定となりましたら、私どもの方で、県民の皆様方に周知広報いたしますとともに、最低賃金の履行確保に向けて取り組んで行きたいと思っております。また、8月4日付けの広島県最低賃金改正の答申につきまして、要望されました中小企業、小規模事業者の継続的に賃上げし易い環境整備につきましては、中小企業や小規模事業者が活用しやすくなるような、諸手続きの見直しや、制度の拡充を図っているところでありまして、広島労働局といたしましても、9月から業務改善助成金等の周知を重点的に取り組んでいるところでございます。さらに、官公庁の業務発注時の最低賃金に留意した適正対応につきまして、広島労働局といたしまして、既に、要請文出しておりますけど、今後一層の働きかけを強めていきたいと思っております。加えて年収の壁対策につきましても、政府は年収の壁・支援強化パッケージを作成し、政府全体として周知広報していくこととしており、広島労働局におきましても、今後周知に取り組んで行くこととしております。公労使の皆様、委員の皆様方にも様々な場面で御協力をお願いすることもあろうかと思っておりますけど、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は誠にありがとうございました。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

報道機関の皆様の撮影及び録音は、ここまでとさせていただきます。

続きまして、今後の公示等の予定について、事務局から御説明をお願いします。

石井賃金室長

はい、本日答申をいただきました7つの広島県特定最低賃金の改正決定につきましては、本日付けで異議申出の公示をいたします。異議申出の締切日は最低賃金法の規定により15日後の11月16日木曜日となります。公示期間内に異議の申出がありましたら、11月17日金曜日の午前10時から2号館6階7号会議室で開催予定の審議会において、御審議をお願いすることとなりますが、異議申出が無かった場合には、11月17日の審議会は開催いたしません。

したがって、審議会を開催する場合、開催しない場合、いずれの場合につきましても、その旨を11月16日の午後5時15分以降に委員の皆様にご連絡させていただきます。異議申出があった場合には、その都度その内容も併せてお知らせいたします。異議申出が無い場合、又は異議申出があった場合でも11月17日開催予定の本審で御審議いただいた結果が本日の答申どおりとされた場合には、その後の事務処理を速やかに進めまして、本日答申いただいた7つの特定最低賃金については12月1日金曜日に官報公示となり、効力発生日は答申どおり、法定発効日として、12月31日となる予定です。なお、本日の答申内容につきましては、今後プレス発表を行う予定としております。以上でございます。

岡田会長

はい、ありがとうございました。それでは、議事(3)、「その他」、に移ります。事務局から御説明をお願いします。

石井賃金室長

はい、去る8月4日に当審議会から地域別最低賃金の改正決定についての答申をいただいた際、審議会から5つの要望がなされておりましたが、その対応結果について御報告いたします。資料No.7通し番号44ページの答申文の写しを御覧ください。

答申文の中段から、審議会からの付帯決議事項が記載されています。

答申内容につきましては、8月4日答申をいただいた日に、直ちに、厚生労働省には報告をしております。要望事項は5項目ございますが、このうち、厚生労働省及び広島労働局が取り組んでいる事項について、御説明いたします。

1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げし易い環境整備については、政府に対し、業務改善助成金、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上の支援はもとより、賃上げ税制や補助金、その他賃上げ優遇等各種支援策に

において、事業者が活用しやすくなるような諸手続の見直しや制度の拡充を図ること。

資料No.8-1 通し番号 47 ページから 57 ページにリーフレットをお付けしております。各特定最低賃金専門部会でも御紹介いたしましたが、政府は、各種支援策において、事業者が活用しやすくなるような諸手続の見直しや制度の拡充を図っているところです。厚生労働省では、8月31日から業務改善助成金の制度の拡充を図っております。また、広島県では、広島県賃上げ環境整備支援事業補助を設け、業務改善助成金の上乗せ補助を行っております。

2 各種支援策の周知について、関係行政機関及び各種事業者団体が有機的な連携を図り、一層の周知の徹底に努めること。

これにつきましては、広島労働局雇用環境・均等室と連携し、最低賃金の周知と併せて業務改善助成金の案内を主要商工団体、労働組合、事業者団体、社会保険労務士会等計 476 団体に対しまして、リーフレット等を送付し周知するとともに活用促進の依頼を行っております。

3 官公庁の発注する業務について、発注時において、最低賃金の改正を見越した公正な対応を図るよう指導すること。

最低賃金改正の周知と併せて、県市町に対し、発注者としての契約内容を再確認し適切な対応をとるよう要請しております。

5 最低賃金引上げにより、短時間労働者がいわゆる年収の壁による労働時間の調整を行うこと等による人手不足の発生、年収の伸びが少なくなる等の問題もあることから年収の壁対策としての制度の見直し、賃上げなどに取り組む事業者への支援の施策を講ずること。

通し番号 58 ページを御覧いただけますでしょうか、年収の壁・支援強化パッケージとありますが、これは政府が9月27日に、フルタイム労働者だけでなくパートタイム労働にも賃上げの流れを波及させていくために、本人の希望に応じて可能な限り労働参加できる環境が重要として決定されたものでありまして政府全体として周知広報することとされており、広島労働局におきましても、今後周知に取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

岡田会長

事務局より当審議会の答申文の付帯決議への対応状況の説明を受けました。これについて、質問等ございますか。

(質疑無し)

岡田会長

続きまして、次回本審の開催日程につきまして、事務局から御説明をお願いします。

重弘補佐

はい、次回本審の開催日程についてですが、先ほど石井から御説明申し上げたとおり、特定最賃の改正決定に係る異議申出がなされた場合、11月17日、金曜日午前10時に審議会を開催する予定とさせていただいております。したがって、予定どおり審議会を開催する場合は、委員の皆様方に審議会を開催する旨の御連絡をいたします。

なお、繰返しとなって恐縮ですが、特定最低賃金に係る異議申出がなされなかった場合には、先ほど申し上げましたとおり、16日の午後5時15分以降、委員の皆様はその旨を電話又はメール等で御連絡させていただくこととしておりますので、御対応のほど、よろしく願いいたします。

なお、来年3月には、本年度最後の審議会を開催予定です。議題は、主として広島県特定（産業別）最低賃金専門部会の廃止決定と令和6年度広島県特定（産業別）最低賃金の改正の申出に関する意向表明について御審議をいただく予定です。日程は後日調整させていただきますのでよろしく願いいたします。

岡田会長

はい、ありがとうございました。特定最低賃金の異議申出があった場合には、11月17日金曜日の午前10時から審議会を開催することとなりますので、各委員には日程確保をよろしく願いします。これについて何か御意見はございますか。

(意見無し)

それでは、11月17日に審議会を開催する場合は、公開といたします。

なお、11月17日の審議会が開催されず、次回開催が3月となった場合は、専門部会の廃止決定と特定最低賃金申出の意向表明について審議予定ですので、広島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき審議を公開といたします。事務局は準備をお願いします。

岡田会長

そのほか、各委員から、何かありますでしょうか。

(意見無し)

事務局から、何かありますか。

石井賃金室長

はい、この度、労働者代表委員の国友雅彦委員、山崎英伸委員が退任されることとなりました。

次回11月17日開催予定の異議審が開催されなかった場合は、本日が最後となります。

一言、御挨拶をいただきたいと思います。

岡田会長

それでは、国友委員からお願いします。

国友委員

大体8年くらい最賃の本審で大変お世話になりました。使用者の方々に御迷惑をかけたところもあるかもしれませんが、とは言いながら真摯に思ったことを一生懸命ぶつけて議論できたことはよかったのではないかと思います。今、引っ越ししまして、今日岡山から来たんですけど、広島の方の仕事は11月18日が最後となります。それまで行ったり来たりということになりますけれど、今後、街で見かけた場合は気軽に声を掛けていただければと思います。

お世話になりました。ありがとうございました。

岡田会長

それでは、山崎委員お願いします。

山崎委員

自動車の山崎でございます、私はですね、4年間お世話になりました。国友委員も申しましたように、本当に思ったことをですね、失礼も顧みずに発言できて良い議論ができた4年間ではなかったかと思えます。ただ、何とか思い半ばで退くこととなりますので、後任にはそのことも引き継いで、引き続き後任と良い議論をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

岡田会長

国友委員、山崎委員ありがとうございました。

それでは、これで第551回広島地方最低賃金審議会を閉会といたします。皆様、お疲れ様でした。